

# 役員報酬規程

社会福祉法人 城南会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人城南会の理事、監事及び評議員(以下、役員等とする)の報酬等に関し、必要な事項を定める。

(報酬及び費用の額)

第2条 役員等の報酬は、勤務実態に応じて支給するものとし、その地位にあることのみによっては支給しない。

2 報酬の額は別表1のとおりとする。ただし、職員として給与を受ける場合は支給しない。

3 報酬の額のほかに、法人本部までの往復交通費を支給する、往復1kmあたり25円を掛けて計算する。

4 報酬のない役員等が招集を受けて会議に出席、又は監査に従事、もしくは公務に携わった場合は定額旅費5,000円を支給する。

5 その他費用の清算は職員の就業規則に準じ、理事長の承認を得て支払う。

(計算期間)

第3条 報酬の計算期間は、毎月21日を起算日として翌月20日までの期間で計算する。

(法定控除)

第4条 報酬の支払に際しては、所得税等法令に定められた額を控除する。

(報酬の支払い)

第5条 報酬は、毎月末日に指定する口座へ振り込む。

(規程の変更)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を必要とする。

(附則)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1

区分	月額
理事長	250,000
常務理事	200,000
監事	100,000